～法人マーケット開拓に役立つ～　カラオケボックス　54

業種別リスクマネジメント対処法

ARICEホールディングスグループ

http://www.arice-aip.co.jp　株式会社A.I.P　代表取締役　松本　一成

◆株式会社A.I.P

平成20年7月に営業を開始。法人マーケットに対するリスクマネジメントを切り口とした提案や独自の制度に基づく支店展開によって業容を拡大している。現在は全国に2法人営業部、19支店、10オフィスを持ち、損害保険約25億円、生命保険約35億円の取扱いを行う。2010年4月にはリスクマネジメントのコンサルティング及び教育等も視野に入れた総合的な組織体としてARICEホールディングス株式会社を設立し、理念を共有出来る代理店と積極的にノウハウやシステム、及びブランドの共有を進めている。

【本原稿は同社スタッフ共著、代表執筆者 株式会社A.I.P 仙台支店 支店長 加藤啓昭】

カラオケボックスのリスクマネジメント

◇カラオケボックスの特徴

全国カラオケ事業者協会の資料によれば、平成24年3月の施設数は9,137施設で、ルーム数は約13万ルームで1施設当たりの平均ルーム数は14室となっています。

また、業務用カラオケユーザーの市場規模は約6,054億円、台数で約39万台、その内カラオケボックス市場は約3,850億円、台数約13万台と推定され、金額で63%を占めております。

立地条件により異なるものの、繁忙期は忘年会や歓送迎会シーズンであり、郊外店舗の場合は日中は主婦層や子連れの家族層等、夜は友人や仲間同士の利用が多い特徴があります。一方、都市部（繁華街）では社会人や学生の利用が大半を占めておりますが、近年景気の低迷等で外出を控える傾向が続いたことやレクリエーション施設の多様化や、価格競争による料金値下げ等を背景として市場規模は縮小傾向で推移しています。

業界全体としてカラオケ単体によるサービスは他の業態または業種（他のレクリエーション施設）との競争優位性に劣ることが多く、今後はターゲットを絞り込んで施設独自の魅力作りやサービス向上に取組むことや、アミューズメント性の向上や施設利用空間の提供という要素が重要となります。

例えばシニア層をターゲットにした場合、健康食を提供できるカフェや飲食施設の併設、発声レッスン、カラオケ講座等複数の講座を提供できる施設への移行や、スタジオ型や一人利用タイプ、キッズ向けのサービスの工夫等により、様々なカテゴリーの開拓・掘り起こしが今後の課題と言えます。

◇リスクマップの例

Ⅰ ①競合他社の出店
　②異業種の参入
　③価格競争の激化
　④戦略上の失敗
　⑤風評リスク
Ⅱ ⑥営業停止（休止）
　⑦食中毒事故
　⑧火災
　⑨天災（地震・台風等）
　⑩施設事故
　⑪労働災害
　⑫コンプライアンス違反
Ⅲ ⑬雇用トラブル
　⑭機械・設備の破損・汚損
　⑮内引き・横領

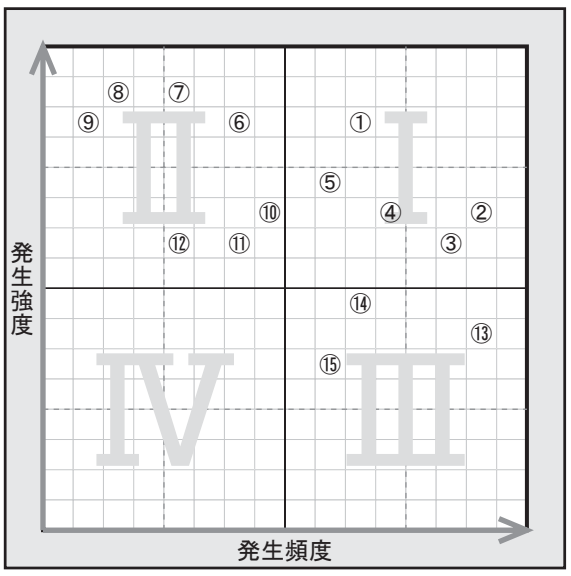

◇カラオケボックスの特徴的リスク

市場が縮小する中、近隣への①競合他社の出店や他のレクリエーション施設などの②異業種の参入はさらなる③価格競争の激化をもたらし、顧客単価の減少は業界全般の収益性を低下させております。また、収益低下局面における機材の入替えや新規店舗出店等の④戦略上の失敗は過大設備投資をもたらすため、収益拡大の根拠を伴う設備・投資計画が必要と言えます。近年は他との差別化や多様化するニーズに対応するため、品質・メニュー・サービスも豊富になっておりますが、衛生管理等の不備による⑦食中毒事故やメニュー相違等のクレームの増加が⑤風評リスクを招き、顧客離れに繋がるケースもあるようです。

また⑨天災（地震・台風等）や⑧火災、⑩施設事故に起因した⑥営業停止（休止）等も企業の存続に関わる重大リスクとなる事から食材の保管や従業員の衛生管理、施設の防火・安全管理体制等については細心の注意が必要となります。深夜営業を伴う特性から⑪労働災害や⑬雇用トラブルが発生しやすく、従業員及びアルバイトによる⑮内引き・横領（売上代金や食材・在庫）も発生しやすい環境であるため、人事労務管理の徹底は必要不可欠です。個室において酒類の提供を行う業態であるため、⑭機械・設備の破損・汚損が発生することも多く、確認不充分で未成年や運転手等に酒類を提供した場合には⑫コンプライアンス違反を問われる可能性がありますので注意が必要です。

◇カラオケボックスの具体的リスク対策

優先順位の高いリスク対策として、競争激化の中で明確な差別化を図ることが挙げられます。単体では引出すことのできない付加価値の創造と向上、マーケット選定及び異業種とのコラボレーションが重要です。今後、確実に訪れる少子高齢化市場における収益獲得は、健康なシルバー層（裕福層）や他の顧客より単価が高いファミリー層やヘビーユーザ等の取込みに尽きると言え、健康食を売りにした飲食施設、アルコール類を充実させたカフェ、各種レッスン講座（会員制）を提供できるスタジオの併設、スマホ連動型のサービス等の検討が必要と考えられます。また、高単価のファミリー層取込に関しては靴を脱いでくつろげるスペースや子供の遊具を兼ね備えたプライベート空間の提供が考えられます。何れも地域に密着したコミュニティー施設としての機能・役割を担うことが大切になります。

例えば健康な老人向けの福祉施設と幼稚園及びカルチャー施設や飲食店等の融合が考えられます。これら異業種との融合によりカラオケボックス独自では表現できない魅力を充分に発揮でき、集客力や収益性を飛躍的に向上させる効果が期待できます。近年は、友人や同僚等複数で楽しむニーズから、誰にも遠慮することのない「個の空間」で新曲の練習やストレス発散、自分の歌いたい歌を自分なりに楽しむ等のニーズに変化しています。立地条件にもよりますが、都心部では比較的設備投資が少ない一人専用カラオケ『ワンカラ』の導入を検討することも、変化するマーケットニーズへの対応として考えられます。

◇カラオケボックスにおける保険活用

カラオケボックスは特有の連続した個室であることから、⑧火災及び⑨天災（地震・台風等）時に利用者が巻き込まれてしまう⑩施設事故が想定されますので、火災保険や地震保険の手当てと共に施設賠償責任保険を準備する必要があります。1事故当たり、1名当たりの保険金額の設定を実態に合わせて検討する必要があるでしょう。併せて、火災検知機器等の充実や防犯カメラの設置等のセキュリティ面も強化したいところです。

また、火災発生による⑥営業停止時への備えとして、店舗休業保険の活用が大切となります。高額な機器類のリース返済やその他の設備投資のための借入返済原資の確保、人件費等の固定費を賄うために必要不可欠な保険です。

施設内において飲食物を提供するため、⑦食中毒事故に備えた生産物賠償責任保険も必要となりますが、保険で対応できるのは法的な損害賠償責任が存在する場合が原則であるため、衛生管理を徹底し、被害者との円滑な事故対応を行うためのマニュアルや手順、見舞金規程等の整備を提案することも重要です。カラオケボックスの雇用形態については、パート・アルバイトが多く、深夜勤務や休日・年末年始の勤務等もあるため、人事労務管理（労働時間管理や健康管理）が重要となります。

それらを怠っていた為に発生した⑪労働災害については、労働基準法上の災害補償責任のみならず、民事上の賠償責任を負う可能性も考えられるため、災害補償規程の作成及び規程に準じた上乗せ労災保険及び使用者賠償責任保険の準備が必要となります。

知ってトクする　－766－

税務情報

新制度「すまい給付金」の申請始まる

消費税8％時は最大30万円を給付

消費税増税に伴う住宅取得者の負担緩和

消費税増税に伴う住宅取得者の負担緩和策として創設された「すまい給付金」の申請受付が、4月1日に開始されました。同制度の適用を受けると、消費税率8％時は収入額の目安が510万円以下の人を対象に最大30万円給付されます。

2014年度税制改正で住宅ローン減税が拡充されました。ただ、住宅ローン控除は毎年の住宅ローン残高の1％を10年間所得税から控除する制度ですので、ある程度税金を払っている人には恩恵がありますが、そうでない収入層はあまり恩恵を受けることができません。すまい給付金は、税金の負担が減ることによる負担軽減効果が十分に及ばない収入層に対して、消費税率引き上げによる住宅取得者の負担をかなりの程度緩和するために創設された制度です。2014年4月から2017年12月まで実施する予定となっています。住宅ローン減税との併用も可能です。

住宅を取得し登記上の持分を保有するとともにその住宅に自分で居住する、収入が一定以下の人が対象となっています。主な要件は別掲のとおりです。

消費税率10％時は最大50万円を給付

給付対象となる住宅の要件については、このすまい給付金は、良質な住宅ストックの形成を促す目的もあるため、住宅の質に関する一定の要件を満たした住宅が対象となります。主な要件は、①引き上げ後の消費税率が適用されること、②床面積が50㎡以上であること、③第三者機関の検査を受けた住宅（住宅瑕疵担保責任保険（建設業の許可を有さないものが加入する住宅瑕疵担保責任任意保険を含む）へ加入した住宅等）であること―などとなっています。

なお、中古住宅については、宅地建物取引業者による買取再販など、消費税の課税対象となる住宅取得が対象となります（消費税が非課税である個人間売買の中古住宅は対象外ですので注意が必要です）。

給付額については、住宅取得者の収入および不動産登記上の持分割合により決まります。具体的には、持分保有者1名の場合の給付額を給付基礎額とし、収入に応じて決まる給付基礎額に持分割合を乗じた額が給付額となります。収入については、給与所得者のいわゆる「額面収入」ではなく、都道府県民税の所得割額に基づき決定します。給付申請をするときは、必ず、引越し前の住宅の所在する市区町村発行の個人住民税の課税証明書を入手し「都道府県民税の所得割額」を確認する必要があります。

収入額（の目安）425万円以下、扶養親族1人の場合の給付基礎額は、消費税率8％時30万円、消費税率10％時50万円となっています。

申請は、住宅取得者（持分保有者）がそれぞれ行います。例えば、1つの住宅に居住する不動産登記上の持分保有者が複数名いる場合は、それぞれが申請しなければなりません。

■適用対象者の主な要件

▽住宅の所有者が、不動産登記上の持分保有者であること
▽住宅の居住者が、住民票で取得した住宅への居住が確認できる者
▽収入が一定以下の者
- 消費税率8％時…収入額の目安が510万円以下※
- 消費税率10％時…収入額の目安が775万円以下※
- 住宅ローンを利用しない場合のみ、年齢が50歳以上で収入額の目安が650万円以下の者※

※夫婦（妻は収入なし）および中学生以下の子供が2人のモデル世帯において住宅取得する場合の夫の収入額の目安